

第 4 章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

〔方針・目標〕

- 風水害による被害状況に対応して、災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始する。
- 必要に応じて、各支所に災害対策本部地方部を立ち上げ、地域の情報収集を行う。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、各部
関係機関	

1 設置の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、高崎市水防計画に基づく水防本部が設置されている場合は、災害対策本部を廃止するまでの間、水防本部を統合し水防事務を行う。

■本部の設置基準

- ① 市内に風水害による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれあるとき。
- ② その他市長が必要と認めたとき。

2 設置場所

総務部は、災害対策本部を本庁舎4階災害対策本部室に設置する。情報収集及び防災関係機関の待機用として3階第31会議室を予備室とする。

災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、総合保健センター又はその他の付近の市有施設に設置する。

3 廃止の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

4 設置・廃止の通知

総務部は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

5 災害対策本部の組織

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

(2) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

(3) 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

6 災害対策本部地方部

災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定の区域における災害対策の推進及び情報収集を図るため、各支所に災害対策本部地方部を設置する。

■災害対策本部地方部の設置場所

倉渕支所
箕郷支所
群馬支所
新町支所
榛名支所
吉井支所

7 現地災害対策本部

(1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内の市有施設等に現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、災害関係部長の協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて災害関係部長の協議の上、決定する。

9 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難受入活動
- ⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)
- ⑬ボランティアの受入れ(随時)
- ⑭二次災害の防止(随時)

10 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

11 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

※資料編 1－4 高崎市災害対策本部に関する条例

※資料編 1－5 高崎市災害対策本部運営規程

※資料編 1－6 高崎市災害対策本部活動要領

第2 職員の非常参集

〔方針・目標〕

- 風水害による被害状況に対応して、本部を立ち上げ、初動活動を開始する。
- 登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とする。交通障害が発生している場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集して初動活動を行う。

市担当部	総務部、協力部、救援部、各部
関係機関	

1 非常動員体制

動員体制は次のとおりである。動員の際、総務部長は副市長（副本部長）に諮り動員規模を指定する。

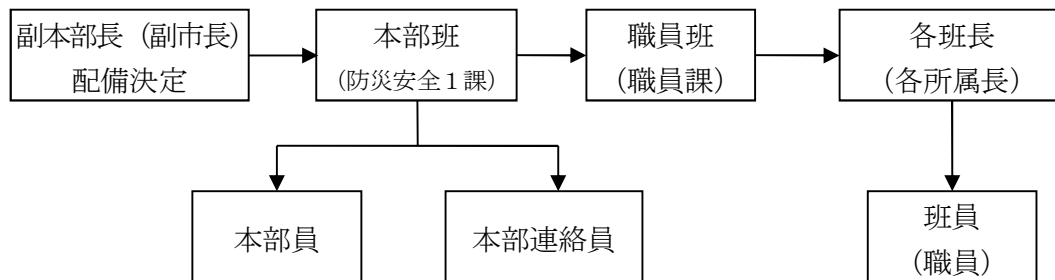
■動員体制

配備体制	配備基準	組織体制
初動体制	大雨警報等（土砂・浸水害）、洪水警報が発表されたとき。	○総務部、建設部、都市整備部、農政部、水道部、下水道部、市民部、福祉部、保健医療部、支所（地域振興課及び建設課）、状況により各部（局・支所） ○市有施設所管部署の情報収集体制 ○緊急応援隊1班体制
警戒体制	土砂災害警戒情報が発表されたとき。 台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生するおそれがあるとき。 住民避難対策を検討する必要が生じたとき。	○総務部、建設部、都市整備部、農政部、水道部、下水道部、市民部、福祉部、保健医療部、支所（地域振興課及び建設課）、状況により各部（局・支所） ○市有施設所管部署の情報収集体制 ○緊急応援隊2班体制 ○指定避難所開設
非常体制	台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生したとき。又は、発生するおそれが高いとき。	全職員

2 動員の方法

(1) 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりである。



(2) 勤務時間内における動員

職員班（職員課）は、庁内放送等を通じて班員（職員）に動員を連絡する。

(3) 勤務時間外における動員

各班長（各所属長）は、あらかじめ定めた連絡網により班員（職員）へ連絡する。

本部班長（防災安全1課長）は必要に応じ、職員緊急参集システムによるメール配信、ラジオ高崎への緊急放送、防災行政無線（同報系）、屋外スピーカー等による呼びかけを行う。

3 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集する。

第3 広域応援の要請

〔方針・目標〕

- ・ 県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、救助活動を実施する。
- ・ 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 県への応援要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第68条に基づき、災害応急対策の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

2 県等への職員派遣の要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあつせんの要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

(3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由
- ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

(4) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

総務部は、県による応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必

要とする場合は、当該支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

3 他市町村への要請

(1) 応援の要求

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 67 条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

(2) 協定に基づく要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、あらかじめ締結された協定等に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

※資料編 2 協定一覧

4 消防機関への要請

(1) 応援の要請（群馬県消防相互応援協定）

消防局長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援の要請（消防組織法第 44 条）

消防局長は、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

5 応援の受入れ

(1) 受入体制

総務部は、総合的な受入連絡窓口を総務部におき、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受入施設	高崎シティギャラリー・ロビー
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で食料、物資等の手配をする。

(2) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として本市の負担とする。

6 撤収要請

総務部は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第4 自衛隊への災害派遣要請

〔方針・目標〕

- 県・自衛隊との通信連絡を保持し、円滑に自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 自衛隊との連携を図るため、本庁舎内に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は支所近くに野営地を設置する。

市担当部	総務部、協力部、救援部
関係機関	県、陸上自衛隊第12旅団

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する給食、給水の支援
- ⑪ 入浴支援
- ⑫ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑬ 交通規制への支援
- ⑭ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊派遣の要求

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知を行ったときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（参考）災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

■要請事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
・必要な人員、連絡場所及び連絡責任者

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 防衛班（相馬原）	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208（夜間） 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 （新町）	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

- ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

- (2) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対処する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

4 自衛隊の受入れ

総務部は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたる。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所第31会議室に設置する。
集結地候補地	市役所：もてなし広場、庁舎前広場、音楽センター前広場 倉渕：倉渕グラウンド 箕郷：ふれあい公園、みねはら公園、箕郷総合運動場 群馬：群馬総合運動場 新町：陸上自衛隊新町駐屯地 榛名：榛名中央グラウンド 吉井：陸上自衛隊吉井分屯地
ヘリコプター離発着場	倉賀野緑地、高崎ヘリポート、下豊岡運動広場ほか適地

5 派遣部隊の撤収要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。

これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

① 宿泊施設の借上料
② 宿泊施設の汚物処理費用
③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。）
④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 気象情報等の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 県・気象台から伝達される市内の気象情報や河川情報等に注意し、被害が発生する前に初動活動がとれるよう災害情報を的確に把握する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部、各部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、消防団

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には特別警報が、重大な災害が起こるおそれのあるときには警報が、災害が起こるおそれのあるときには注意報が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表区域は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要
特別警報	大雨
	大雪
	暴風
	暴風雪
警報	大雨

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。

雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

第4章 風水害応急対策計画 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

■発表区域（高崎市関係のみ）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
群馬県	南部	高崎・藤岡地域	高崎市

2 気象業務法に基づく府県情報等

(1) 府県気象情報

前橋地方気象台が、台風、低気圧に伴う大雨や暴風等について、特別警報・警報・注意報の防災上の留意点を解説する等のため、必要に応じ発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

前橋地方気象台が、県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の激しい雨を観測・解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行われる。

(3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

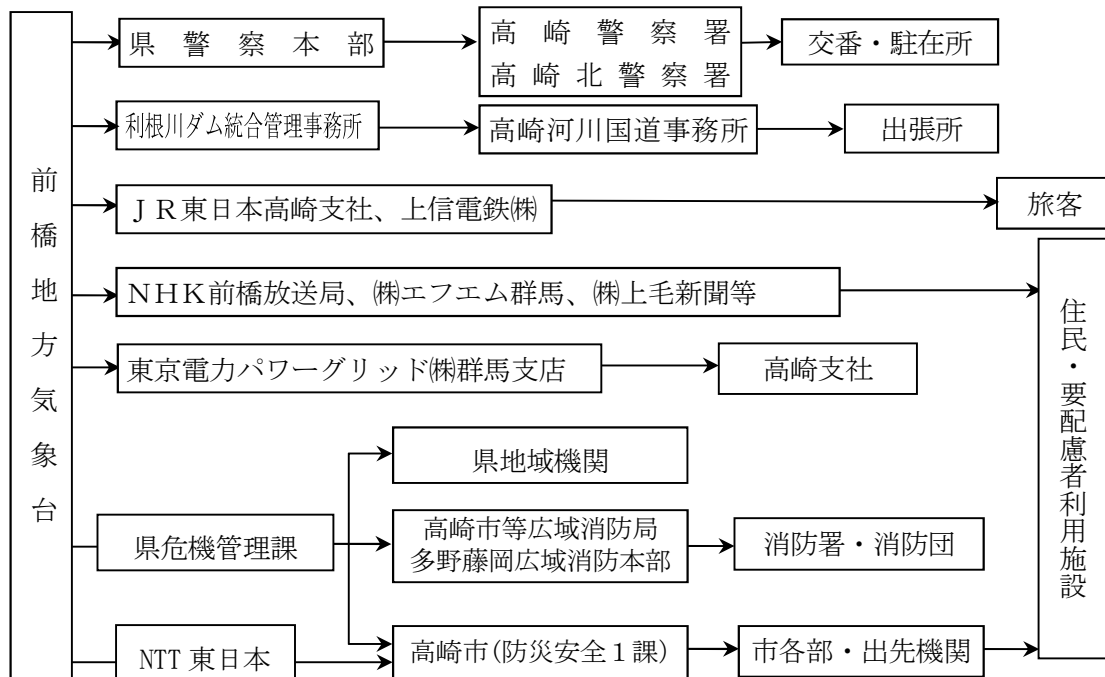
4 気象情報の伝達

(1) 総務部は、気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等に安心ほっとメール等によりその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合には特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急速報メールや安心ほっとメール、防災行政無線等の様々な手段により直ちに市民等へ周知する。

(2) 高崎市に土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害等の危険箇所の住民等にその旨の伝達に努める。住民等への伝達方法は、第4章・第7節・第1の「2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等」による。

- (3) 警報等の発表が勤務時間外にされた場合には、本庁舎中央監視センター職員が受領し、防災安全1課長（本部班長）に連絡する。

■ 気象警報・注意報等の伝達系統



5 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。
 - ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)
 - イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)
 - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 火災気象通報は、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行うものとする。
- (4) 消防部等は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

6 洪水予報・はん濫警戒情報・水防警報

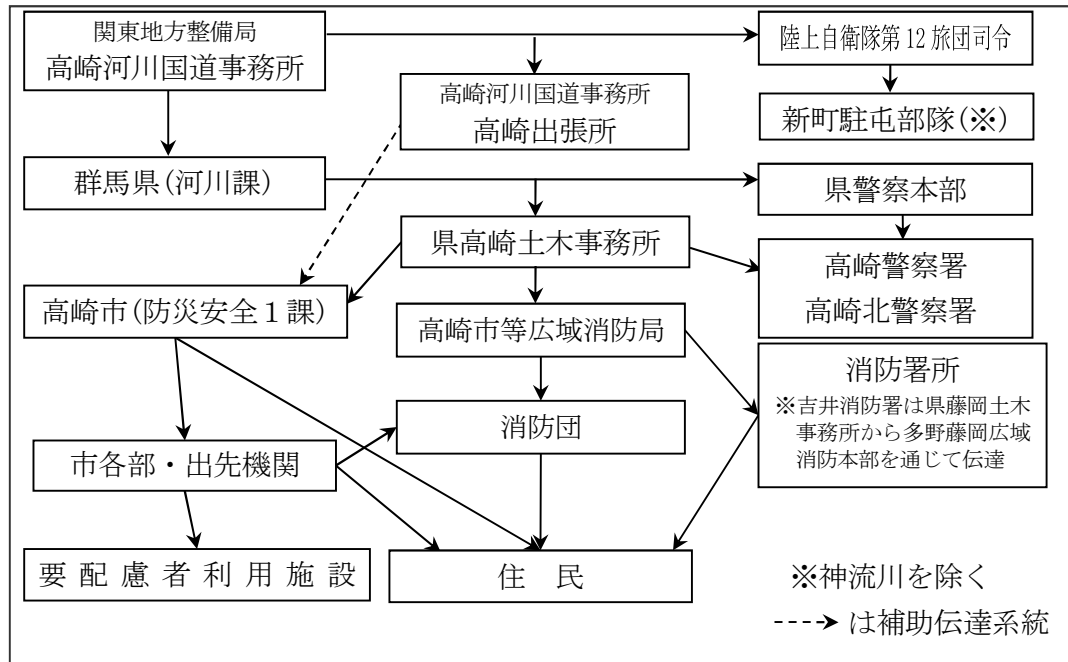
国土交通省と気象庁が共同で、烏川（烏川・鐺川・碓氷川）、神流川の洪水予報を発表した場合、及び群馬県が利根川、烏川、井野川、榛名白川、鐺川、碓氷川のはん濫警戒情報又は水防警報、もしくはダム放流通報を発表した場合、総務部及び関係機関は、次の系統で情報を伝達する。なお、水防法による浸水想定区域内の住民等への伝達は、第4章・第7節・第1の「2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等」による。また、水防警報、ダム放流

通報の伝達方法等のその他必要な事項は、高崎市水防計画の定めるところによる。

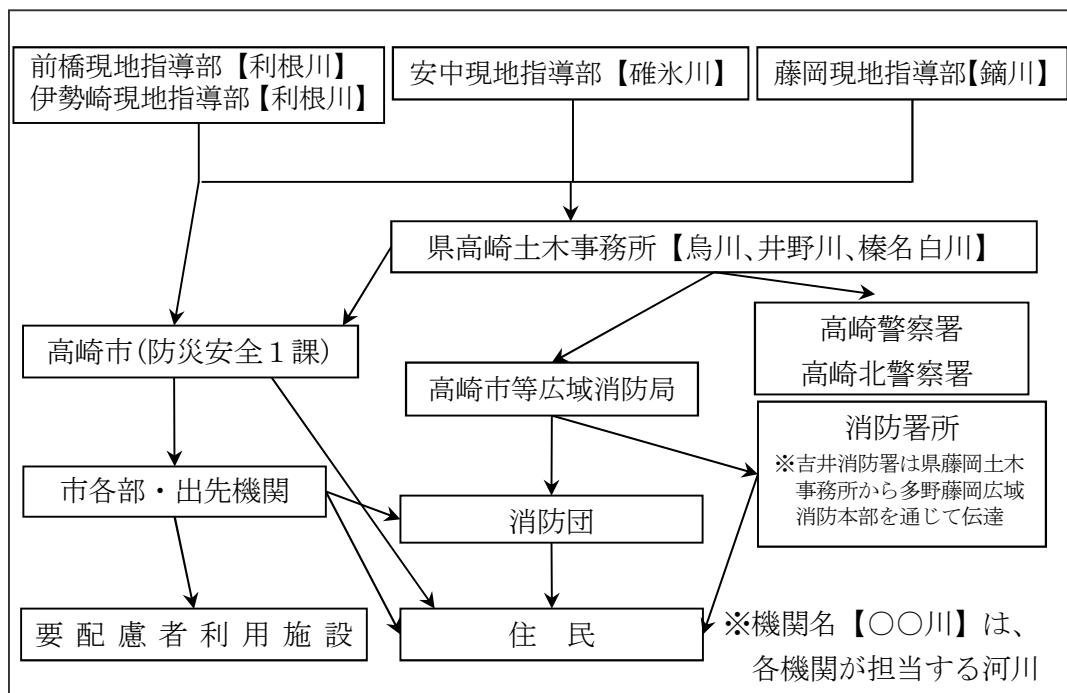
■洪水予報・はん濫警戒情報の種類

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	氾濫開始相当水位	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

■烏川（烏川・鎗川・碓氷川）、神流川(国管理区間)の洪水予報伝達系統



■利根川、鐺川、碓氷川、烏川、井野川、榛名白川（県管理区間）のはん濫警戒情報伝達系統



7 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※資料編5－3 気象注意報・警報・特別警報の基準

第2 災害情報の収集・連絡

〔方針・目標〕

- 災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ本庁舎第31会議室を情報収集の拠点とする。
- 災害初期は、登庁・参集職員による途上の情報、庁舎カメラ映像情報、テレビ・ラジオ等の情報、支所情報（優先電話、衛星携帯電話等）を収集する。
- 情報は災害対策本部に集約し、適宜、県、国に報告する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、前橋地方気象台、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

総務部は、次の方法で災害情報を収集する。特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

- ① 登庁・参集職員による途上の見聞情報
- ② 庁舎カメラ映像
- ③ テレビ、ラジオ情報
- ④ 職員巡回による情報
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 災害対策本部地方部における情報の収集

災害対策本部地方部は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防部等における情報の収集

消防部等は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

(4) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、総務部は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
人的被害 家屋被害	総務部、高崎警察署、高崎北警察署、消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	総務部	高崎行政県税事務所 危機管理課

第4章 風水害応急対策計画 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
火災	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	高崎行政県税事務所 消防保安課
学校	市立…教育部 私立…県学事法制課 県立…県教育委員会	教育部	西部教育事務所 教育委員会
病院	保健医療部 安中保健福祉事務所	保健医療部	安中保健福祉事務所 医務課
社会福祉施設	福祉部	福祉部	地域福祉課
道路・橋梁	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所 建設部	建設部	高崎土木事務所 道路管理課
河川	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 河川課
砂防設備	利根川水系砂防事務所 高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
地滑り 防止施設	利根川水系砂防事務所 群馬森林管理署 高崎土木事務所 西部環境森林事務所 西部農業事務所	建設部 農政部	高崎土木事務所 砂防課 西部環境森林事務所 森林保全課 西部農業事務所 農村整備課
急傾斜地崩壊 防止施設	高崎土木事務所	建設部	高崎土木事務所 砂防課
清掃施設	環境部	環境部	西部環境森林事務所 廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者	市民部	危機管理課 交通イノベーション 推進課
水道	水道部	水道部	安中保健福祉事務所 食品・生活衛生課
電話	電気通信事業者	総務部	危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者	総務部	産業政策課
LPガス	LPガス事業者	総務部	消防保安課
電気	電気事業者	総務部	危機管理課
ブロック塀	建設部	建設部	高崎行政県税事務所 危機管理課
農水産業	農政部	農政部	西部農業事務所 米麦畜産課課 野菜花き課 蚕糸特産課 農村整備課 農業構造政策課
林業	農政部 西部環境森林事務所	農政部	西部環境森林事務所 林業振興課 森林保全課
商業・工業	商工観光部 商工会議所	商工観光部	高崎行政県税事務所 地域企業支援課 産業政策課

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

総務部は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

この際、高崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、高崎行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)により報告する。
報告の頻度は次による。

(ア) 第1報は、被害状況を確認し次第報告

(イ) 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

(ウ) 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各部は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各部は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

総務部は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防部等における災害情報の連絡

消防部等は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日（9：30～18：30） 応急対策室	NTT 回線：電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線：電話 7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間（上記以外） 宿直室	NTT 回線：電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線：電話 7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

※資料編4－1 防災関係機関

※資料編6－2 県報告様式

第3 通信手段の確保

〔方針・目標〕

- 災害時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とする。

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部
関係機関	県、自衛隊、県警察、前橋地方気象台、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務部は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

財務部及び支所部は、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（同報系）	災害対策本部地方部～当該支所管内
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～現場
衛星携帯電話	災害対策本部～支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員
MCA無線	災害対策本部～支所・現場

2 災害時優先電話の利用

総務部は、災害時の救援、復旧等に必要重要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話㈱等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

〔方針・目標〕

- 警戒段階から安心ほっとメール、LINE、ラジオ高崎、X（旧Twitter）、Facebook、広報車や災害緊急連絡網（町内会連絡網）、災害専用電話、災害時電話・FAXサービス等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 災害緊急連絡網（町内会連絡網）等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。
- 通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うためLINE、X（旧Twitter）やFacebookを活用する。
- 市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- 避難指示等の避難情報を情報弱者等へ確実に伝達するため、災害時電話・FAXサービスの普及に努め、その活用を図る。
- 外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

市担当部	総務部、支所部
関係機関	(株)ラジオ高崎等

1 広報活動

総務部は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

■ 広報内容

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 1) 警戒段階 | |
| ① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示 | |
| ② 台風・気象情報 | ③ 河川情報（水位、水門の操作状況等） |
| ④ 各種警報 | ⑤ 避難情報 |
| ⑥ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等） | |
| ⑦ 被害状況（浸水、土砂災害等） | ⑧ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） |
| ⑨ 公共交通機関の運行状況 | |
| ⑩ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等） | |
| 2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで） | |
| ① 災害の発生状況 | ② 崖崩れ等に関する情報 |
| ③ 災害対策本部の設置 | ④ 安否情報 |
| ⑤ 被害状況の概要 | ⑥ 避難所等の情報 |
| ⑦ 救援活動の状況 | ⑧ 二次災害防止に関する情報 |
| ⑨ 災害応急対策の実施状況 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ⑪ 水・食料等の物資供給状況 | ⑫ ボランティア受け入れ情報 |

- ⑬ 「災害用伝言ダイヤル（１７１）」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、
「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の利用について周知
- 3) 生活再開時（災害発生４日目から１０日目まで）
- ① ライフラインの被害状況と復旧見込 ② 仮設住宅の設置、入居の情報
 - ③ 生活必需品の供給状況 ④ 道路・交通情報
 - ⑤ 医療情報 ⑥ 教育関連情報
 - ⑦ 災害ごみの処理方法 ⑧ 相談窓口の開設状況
 - ⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等）
 - ⑩ 生活必需品を扱う店舗の営業状況
- 4) 復興期（災害発生１０日目以降）
- ① 罹災証明・義援金の受付手続き情報 ② 各種減免措置等の状況
 - ③ 各種貸付・融資制度情報 ④ 復興関連情報
 - ⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等）

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりである。特に、ホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

- ① 災害緊急連絡網（町内会連絡網）
- ② 広報車による巡回放送 ③ 安心ほっとメール、LINEによる配信
- ④ ラジオ高崎による放送 ⑤ ホームページへの掲示
- ⑥ 災害広報紙の発行 ⑦ 避難所、公共施設等の掲示板
- ⑧ 防災情報放送システム及び防災行政無線（同報系）による放送
- ⑨ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- ⑩ X（旧Twitter）、Facebook ⑪ 災害専用電話
- ⑫ Lアラート（災害情報共有システム） ⑬ 災害時電話・FAXサービス

2 避難所での広報活動

総務部は、避難所担当と連携して広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難場所での広報

- ① 災害広報紙の配布 ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所自治組織による口頭伝達

3 災害時における要配慮者への広報

総務部は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

また、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる外国人の相談や広報などを実施する。

4 情報の入手が困難な者への配慮

総務部は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

(1) 記者発表

総務部は、市役所に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

総務部は、取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

市担当部	総務部、市民部、支所部
関係機関	

1 市民相談

市民部は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所、支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	② 仮設住宅等
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	④ 仮設トイレ
⑤ 義援金（義援金受入）	⑥ 学校関係
⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）	⑧ 生活資金等
⑨ 苦情受付	⑩ その他相談

2 広聴活動

総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

3 安否情報の提供

総務部は県（危機管理課）とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

〔方針・目標〕

- 降水量の増加に伴い、ハザードマップ等を参考に市内の道路パトロールを行う。また、土砂災害等の危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。
- 二次災害を防止するため、状況に応じ造成地等の宅地の危険度判定を実施する。

市担当部	建設部、都市整備部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、農業用排水施設・水門・水路等の管理者、消防団

第1 洪水・土砂災害対策

1 警戒・防ぎよ活動

(1) パトロール

建設部は、市内のパトロール、河川管理者、消防団、警察等からの情報収集により、市内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。

災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無の確認、消防部等への通報を行う。

(2) 水防活動

消防部等は、高崎市水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施するよう努める。

河川管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所）、農業用排水施設管理者、水門等の管理者は、洪水の発生が予想される場合、高崎市水防計画に基づいて、適切な措置を講じる。

(3) 災害の拡大防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(4) 二次災害の防止活動

警戒・防ぎよ活動にあたる者は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大防止

(1) 建設部は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

(2) 建設部及び本市の水防協力団体は、備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、上下水道事業管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供を依頼する。

(3) 河川管理者、農業用排水施設管理者、水門・水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

3 土砂災害の拡大防止

県及び建設部は、専門技術者等を活用して土砂災害の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

4 被災宅地の二次災害対策

(1) 危険度判定実施体制の確保

建設部は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図り、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」による判定、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」による調査票の作成を行う。判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

5 空家の二次災害対策

建設部は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、教育部と情報を共有するものとする。

※資料編3 災害危険区域等

第2 風害対策

1 竜巻等突風に関する情報の伝達

総務部は、竜巻注意報情報が発表された場合、安心ほっとメール等により市民へ情報を伝達する。

2 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講じる。

3 竜巻等突風への対応

実際に竜巻等が間近に迫った場合、竜巻等による飛散物が凶器となることから、飛散物から身を守ることを考えた行動をとることが重要であり、すぐに身を守るための行動をとる必要がある。

このため、竜巻等の特徴を確認した者は、周囲の状況に応じて直ちに身の安全を確保するものとする。

(1) 竜巻が間近に迫った時の特徴

- ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が目撃される
- ・飛散物が筒状に舞い上がる
- ・ゴーというジェット機のような轟音がする
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる

(2) 竜巻が間近に迫った場合の身の守り方

① 住宅内での対応

- ・窓から離れる
- ・地下室か最下階へ移動する
- ・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る

② オフィスビル・病院・高層ビルなどでの対応

- ・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所からは離れる
- ・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能なら下の階へ移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る
- ・エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない

③ 外にいる時の対応

- ・近くの頑丈な建物に避難する
- ・そのような建物が無ければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる
- ・強い竜巻の場合は、樹木や自動車などであっても飛ばされるおそれがあるので、自動車の中などでも頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である

第5節 救急・救助、医療活動

第1 救急・救助活動

〔方針・目標〕

- 被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織と連携して行う。
- 多数の要救助者が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め、活動にあたる。

市担当部	消防部、総務部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県、県警察、自衛隊、消防団、高崎土木建築業協同組合、自主防災組織

1 住民・自主防災組織及び事業所による救急・救助活動

住民は、自らの身の安全の確保、家族や近隣住民の被災状況を確認する。また、住民同士や自主防災組織による被災者の救出、応急処置等に努める。

救急・救助活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や高崎行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。

なお、消防、警察等による救急・救助活動に協力する。

2 消防部等による救急・救助活動

消防部等は、次の要領で救急・救助活動を実施する。

(1) 救急・救助活動の原則

- ア 直ちに救急・救助体制を整えて必要な活動を行う。
- イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- エ 重機類等資機材を有効に活用する。
- オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

ア 救助対象の状況把握

消防部等は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救急、救助活動上必要な事項

イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の受入可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等の搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

エ 道路障害等により救急車が出動不能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

オ 重機類の活用

協定に基づき、高崎土木建築業協同組合に重機の出動を要請する。

3 応援要請

消防部等は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に求める。

また、災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、消防部等は、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

5 携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

6 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊は、救急・救助活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救急・救助、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安否不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、関係機関と連携し安否不明者について情報収集に努める。県は要救助者の迅速な把握、救助活動の効率化のために氏名等公表や安否情報の収集・精査等を行うが、それらに必要な情報を提供することで、速やかな安否情報の絞り込みを行う。なお、上記に備え、関係機関であらかじめ一連の手続き等について整理し、それぞれが担う役割や手続き等について明確にするよう努める。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必

要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

- (3) 総務部は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

8 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

9 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 医療活動

〔方針・目標〕

- 高崎地域及び各支所地域に基幹救護所を設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。重症傷病者は、災害拠点病院等に搬送する。
- 救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって行い、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて行うことを原則とする。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、消防部
関係機関	県、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、日本赤十字社群馬県支部、消防団

1 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制

保健医療部は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防部等、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

(2) 救護所の設置

保健医療部は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、基幹救護所（高崎市総合保健センター、各支所保健センター）を設置する。救護所の設置予定場所は各小学校とし、必要に応じて設置する。

(3) 救護班の派遣

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等）の派遣を要請する。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■救護所での活動

- ① 傷病者の応急手当
- ② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者に対する医療の実施
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 緊急時の助産

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 医療施設の確保及び搬送

(1) 医療施設の確保

保健医療部は、重症傷病者を市内の救急告示医療機関又は災害拠点病院に受け入れするように要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から救急告示医療機関又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■救急告示医療機関及び災害拠点病院

救急告示 医療機関 (R6. 11. 1 現在)	井上病院、希望館病院、黒沢病院、高崎総合医療センター、サンピエール病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、日高病院、真木病院、関越中央病院、中央群馬脳神経外科病院、榛名荘病院、高瀬記念病院、たかまえ病院、公立碓氷病院、松井田病院、須藤病院、(医) 社団醫光会駒井病院
災害拠点病院	○基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 ○地域災害拠点病院：高崎総合医療センター、群馬県済生会前橋病院、日高病院、渋川医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、太田記念病院、館林厚生病院、群馬中央病院、群馬大学医学部附属病院

5 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- ② 自己完結型の救護チームの派遣
- ③ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

- ① 相互に密接な情報交換
- ② 必要に応じた他の医療機関等への協力要請
- ③ 傷病者の振り分け
- ④ 救護チーム派遣の共同実施

6 群馬DMATの活動

(1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

7 被災地域外での医療活動

- (1) 保健医療部又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求める。
- (2) 県は、後方支援医療機関の確保を行い、確保された医療機関に関する情報を連絡する。
- (3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

8 被災者のこころのケア対策

- (1) 保健医療部は、県（障害政策課）、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため以下の活動を行う。
 - ① こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - ② こころのケア対策現地拠点の設置
 - ③ 精神科医療の確保
 - ④ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
 - ⑤ こころのホットラインの設置と対応
 - ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 保健医療部は、必要に応じて県を通じ、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

9 医薬品及び医療資器材の確保

- (1) 医薬品・医療資器材の確保
救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合、薬剤師会等に要請する。
市で調達が困難なときは、県に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、群馬県赤十字血液センターに要請する。
また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

10 慢性疾患患者等への対応

保健医療部及び福祉部は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

〔方針・目標〕

- 国道・県道の道路管理者と連携して、市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。
- 緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。
- ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、都市整備部、市民部、商工観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路企画管理課・危機管理課）及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは省き）、あらかじめ指定された緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、通行禁止区域等を決定し、交通規制を実施する。

この場合、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合は、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路企画管理課・危機管理課）、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

建設部は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察及び道路管理者等と相互に密接に連絡をとるものとする。

3 災害対策基本法に基づく車両の移動

(1) 警察による措置

ア 警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ 上記アの命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該

措置をとるものとする。

ウ 県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、建設部は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、建設部は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。(災害対策基本法第76条の6第1項)

(イ) 運転者の不在時等は、建設部の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項) 【例】ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、建設部は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項)

【例】沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

建設部は、上記アの（イ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、県（道路管理課）、市（建設部）に対し、知事は市（建設部）に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

4 道路啓開等

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。）を行い、道路交通の確保を図る。

建設部は、市管理道路について、消防部等、警察署及び自衛隊と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、建設業者等に出動を依頼して道路啓開を実施し、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員の配置等を行う。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先し

て行う。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、前記「3 災害対策基本法に基づく車両の移動」による措置を行う。

(4) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占有者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

(5) 道路啓開等の代行制度

迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県道及び市町村道において、知事又は市町村長に代わって国が道路啓開を行うことが適当であると考えられるときは、国（国土交通省）が知事又は市町村長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。（道路法第13条第3項）

5 ヘリポートの確保

総務部は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定場所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 倉賀野緑地	② 高崎ヘリポート	③ 下豊岡運動広場	ほか適地
---------	-----------	-----------	------

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道㈱及び上信電鉄㈱は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市民部、県（危機管理課（災害対策本部が設置された場合は交通イノベーション推進課））に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

市民部は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

総務部は、緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、市物資輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

■市物資輸送拠点開設予定場所

浜川運動公園、高崎市総合卸売市場	ほか
------------------	----

※資料編4－7 臨時ヘリポート適地

※資料編4－8 輸送拠点一覧

第2 緊急輸送

〔方針・目標〕

- 発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス会社に運行を要請する。
- 市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出・申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

市担当部	財務部、総務部、協力部、救援部、市民部、支所部
関係機関	県、県警察、消防団、事業者

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

① 第1段階

- ・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ・ ①の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ・ ①、②の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

財務部は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

財務部は、市有車両では不足が生じる場合は、応援協定に基づき民間事業者から車両を確保するほか、(一社)群馬県トラック協会高崎支部又はその他の民間事業者に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

(2) バス輸送の確保

財務部は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市民部又は総務部は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

総務部は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・高崎行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

① 第1順位の対象車両

- ・ 救急・救助活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ・ 医療機関に搬送する重傷者
- ・ 交通規制に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

② 第2順位の対象車両

- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 軽傷者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 第3順位の対象車両

- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

総務部又は財務部は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

※資料編4－6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

第7節 避難受入活動

第1 避難誘導

〔方針・目標〕

- 避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。
- 災害の危険がある場合は、住民の安全を確保するため、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難・避難指示の発令、警戒区域の設定を行うほか、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内等での待避行動を促す。
- 災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、住民が命を守るための最善の行動をとるように促す。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、保健医療部、福祉部、学校教育担当部、消防部、公共施設所管部
関係機関	県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、町内会、自主防災組織、事業所

1 避難の方法

(1) 避難のための立退き（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 緊急安全確保措置（災害対策基本法第60条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等

(1) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施

ア 市長（本部長）の指示を受けた総務部又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

イ 総務部は、住民に対する避難のための準備情報の提供や高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行

動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

- ウ 総務部は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。
- エ 総務部は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- オ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保」を指示する。
- カ 総務部は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、待機・準備の呼び掛けとあわせて指定緊急避難場所の開設を市民部へ指示し、住民等に対し周知徹底を図る。
- キ 市長（総務部）のほか法令に基づき高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令するよう努める。
- ク 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に係る発令者、措置及び発令する場合は次表1を基本とし、総務部が作成する避難指示等の判断・伝達マニュアルに詳細を記載する。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成に当たり、避難指示等の判断は、浸水想定区域については洪水予報等を目安に、土砂災害等の危険箇所については土砂災害警戒情報を目安とし、流域の雨量や河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮し、総合的かつ迅速に行う事とする。
- コ 総務部は、避難指示等の発令に当たり、対象地域や判断時期等について、必要に応じ関係機関に助言を求める。さらに、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断を行うよう努める。

■表 1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の要件

		発令者	措置	発令する場合
待機・準備の呼び掛け		市長	対象地域の住民等は、不要不急な外出を避け、安全な場所に待機家族等と連絡を取ったり、持出品を整理する等の準備	災害の危険性が高まっている地域の居住者等に対し、待機と準備を促す呼び掛け。
高齢者等避難	警戒レベル 3	市長 (災害対策基本法第 56 条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	警戒レベル 4	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保の指示	※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
		警察官 (災害対策基本法第 61 条)	立退きの指示 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
		警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要するとき
		自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で、特に急を要し、警察官がその場にいないとき
緊急安全確保	警戒レベル 5	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

■表 2－1 避難指示等を発令する前の段階で住民に求める行動

	住民に求める行動
待機・準備の呼び掛け	・対象地域の住民等は、不要不急な外出は避け、安全な場所に待機する。 ・家族等と連絡を取ったり、持出品を整理する等の準備を行う。

■表 2－2 避難指示等の警戒レベル及び立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動

避難情報等	住民等がとるべき行動等
警戒レベル 5 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル 4 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル 3 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達

総務部は、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を伝達する場合、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、LINE、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、X（旧 Twitter）、Facebook、災害時電話・FAXサービス等の手段を用いる。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、エリアを限定した場合の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由
③ 避難先	④ 避難経路
⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）	

■避難指示等の伝達体制

伝達担当	伝達手段	伝達先
総務部	広報車、テレビ（Ｌアラート）、ラジオ高崎、ホームページ、安心ほっとメール、ＬＩＮＥ、緊急速報メール、Ｘ（旧Twitter）、Facebook、災害時電話・ＦＡＸサービス	住民等
総務部、支所部	町内会・自主防災組織、防災情報放送システム・防災行政無線	住民等
消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防車（広報車）	住民等
保健医療部、福祉部、支所部	民生委員児童委員、福祉関係者	避難行動要支援者
	電話	福祉施設、保育所 病院・診療所
学校教育担当部	電話	幼稚園、養護学校

(3) 関係機関への連絡

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

(4) 解除

ア 総務部は、市長（本部長）の指示を受け、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

イ 総務部は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の解除について、必要に応じて指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、その所掌事務に関する助言を求める。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等の派遣を要請し、二次災害の危険性等について助言を求める。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、自主防災組織、町内会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導体制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

ただし、水害においては、道路等が冠水する前に避難所への避難支援を行うことを基本とするが、水害が発生し道路が冠水により徒歩での避難が危険な場合には、避難場所等への無理な避難は行わずに「緊急安全確保」を行うなど災害の種別や災害の状況により避難誘導を行う。

なお、施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導体制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

4 被災者の運送の要請

総務部は、被災者の保護を実施するため緊急の必要があると認めるときは、県（危機管理課・交通イノベーション推進課）を通じて、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

5 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部は、市長の指示を受け、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

総務部は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課、又は危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

※資料編4－4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 避難所の開設・運営

〔方針・目標〕

- 避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設等に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。
- 特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。

市担当部	市民部、教育部、学校教育担当部、支所部、保健医療部、福祉部、総務部、協力部、救援部
関係機関	町内会、自主防災組織

1 指定緊急避難場所の開設

市民部は、災害時には、必要に応じ、待機・準備の呼び掛けとあわせて指定緊急避難場所を開設する。この場合、総務部は住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 避難指示等を発令する場合、市民部は、避難所開設担当職員に、施設の管理者、勤務職員、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所を開設するよう指示をする。

なお、避難所開設担当職員は、本部班（防災安全1課）があらかじめ指定する。

イ 総務部は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により市民部へ連絡する。

市民部は、避難情報を取りまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、高崎警察署、高崎北警察署、消防部等の関係機関へ連絡するものとし、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(5) 混雑状況の周知

総務部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

市民部は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市民部は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

なお、避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として町内会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。

避難所担当職員は、避難所自治組織の早期立ち上げの支援やボランティア等との調整を行う。

(2) 避難者等の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。

また、自主防災組織等と協力し、指定避難所以外の場所に避難している在宅被災者等の避難者の把握も行う。

(3) 避難者等への情報の提供

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供する。

(4) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、市民部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民部は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、本部班（防災安全1課）は定期的に避難者受入状況を県（高崎行政事県税務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）に報告する。

4 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の各スペースを配置する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ 通信スペース

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備・備品は商工観光部が確保する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 特設公衆電話設備	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具		

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資について市民部を通じ本部班（防災安全1課）に要請する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、巡回健康相談に従事する保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

保健医療部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市民部は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

- (1) 受入れする避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
- (2) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、被災地域外の地域にある者も含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
- (4) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
- (5) 感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- (7) 避難所自治組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

- (8) 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。
- (9) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努める。
- (10) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防災組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- (11) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (12) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

7 要配慮者への配慮

市民部は、指定避難所に要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の特性に応じた応急物資を提供するなどの特段の配慮を行い、健康相談、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳、ホームヘルパー、介護ボランティアの派遣等の必要な措置をとる。

また、総務部は、外国人の避難者に対し通訳の確保などの支援を行う。

8 感染症への対応

総務部は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部及び保健医療部は連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健医療部は、総務部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

市民部は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを可能な限り、離れた場所に設置する。
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 家庭動物への配慮

指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

11 在宅避難者への配慮

在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

また、避難所での情報提供に当たっては、在宅避難者等の避難所以外への避難者への情報提供についても配慮に努める。

在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

12 車中泊避難者への配慮

車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

13 避難所の早期解消

市民部は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、建設部による応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等の利用可能な既存住宅の状況を確認し、避難所の早期解消に努める。

※資料編 4－2 避難所

※資料編 6－3 避難者名簿

第3 応急仮設住宅等の供給

〔方針・目標〕

- 被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき災害発生から20日以内に仮設住宅の建設に着手し、住家を失った被災者に供給する。
- また、仮設住宅だけでなく、災害発生から3日後には、公営住宅の空室情報を提供するなど
の支援を行う。

市担当部	建設部、総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は建設部が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

- 次のいずれかの条件に該当する被災者
- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
 - ② 居住する住家がない被災者
 - ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

建設部は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

建設部は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、市の有資格業者名簿（工事）や協定締結団体等と緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

建設部は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(5) 入居者の選定

建設部は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(7) 維持管理

建設部は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

建設部は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県や国、関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 建設部は、応急仮設住宅の適切な運営管理に努めるものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(2) 建設部は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 公営住宅のあっせん

建設部は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空室状況を調査し、被災者に情報を提供する。

※資料編2 協定一覧

第4 広域一時滞在

〔方針・目標〕

- 広域的かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受入れが必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域一時滞在を要請する。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 県内の他の市町村及び相互応援協定締結自治体への広域一時滞在等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他の市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合においては、当該市町村と直接協議することができる。
- (2) 総務部は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容について当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) 総務部は、(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 総務部は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 総務部は、必要に応じて県（危機管理課）に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 総務部は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知を受けたときは、速やかにその内容を総務部に通知する。
- (4) 総務部は、上記(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。

- (5) 総務部は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

総務部は、必要に応じて県に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

3 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

総務部は、必要に応じて県に対し、地方公共団体及び当該事項協力団体等における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めるものとする。

第5 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 高崎市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した高崎市以外の地域からの避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備する。
- 市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努める。
- 被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

市担当部	総務部、市民部、建設部、財務部、商工観光部、教育部、学校教育担当部
関係機関	県

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

総務部は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入れ可能な避難施設情報の把握

- (1) 総務部は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 建設部及び総務部は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。

また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 総務部は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「高崎市広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。

- (2) 総務部は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 総務部は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

市民部は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、避難所運営担当職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、総務部は開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受入れ

- (1) 総務部は、県及び被災自治体と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 総務部は、県又は被災自治体からの通知に基づく情報を市民部へ提供し、市民部はその情報を元に避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、高崎市広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。

- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体が実施することとするが、被災自治体の手配できない場合は、必要に応じ、財務部においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置

市民部は、避難所を開設したときは、当該避難所に避難所担当職員を配置する。

- (2) 広域避難者に係る情報の把握

市民部は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

- (3) 良好な生活環境の確保

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。また必要に応じて自治組織を設置する等の措置により、自治の確立に努めるものとする。

市民部は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受入れする避難者の人数は当該避難場所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、他の受入れ可能な施設と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 水、食料その他生活必需品等の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。

カ 要配慮者に配慮するとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度、必要に応じて報告する。

(5) 広域避難者に係る情報等の県への報告

市民部は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を総務部へ報告し、総務部は適宜、県へ報告する。

(6) 広域避難者への情報等の提供

市民部又は総務部は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

また、広域避難者が欲する情報を県や被災自治体等から収集し、適宜提供する。

8 応急仮設住宅等の提供

建設部は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の状況を勘案するなど、広域避難者の状況に応じた優先的な入居に配慮する。

9 小・中学校、高校等における被災児童・生徒の受入れについて

教育部は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校、高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県と協議を行い被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

総務部は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

総務部は、県及び被災自治体と協議を行い、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。
3日までには1人1日3リットルの給水ができるようにする。

市担当部	水道部、支所部、商工観光部、農政部、福祉部
関係機関	自主防災組織

1 需要の把握

水道部は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

水道部は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

水道部は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

水道部及び商工観光部は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

水道部は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、水道工事業協同組合、日本水道協会等に要請し確保する。

応援部隊の集結地は、正観寺維持管理事務所とする。

(5) 給水拠点の周知・広報

水道部は、給水拠点を設定したときは、総務部を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

水道部は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

水道部は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ① 給水車による避難所での給水
- ② 耐震性貯水槽による給水
- ③ 病院・学校の受水槽への給水

④ 消火栓の活用

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるようにする。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項 目	経過日数			
	災害発生～3 日	4 日～10 日	11 日～21 日	22 日～
目標応急給水量	3 リットル/人・日	20 リットル/人・日	100 リットル/人・日	250 リットル/人・日
用 途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

第2 食料の供給

〔方針・目標〕

- 食料は、速やかに供給を開始し、3日目以降は3食の供給に努める。その間は、家庭内備蓄での対応とする。
- 8日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、町内会に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給する。

市担当部	商工観光部、農政部、支所部、福祉部
関係機関	県、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、事業者

1 需要の把握

市民部は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に受入れされた人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 孤立集落滞在者
- ④ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ その他、食料の調達が不可能となった人

(2) 食料の確保

商工観光部は、備蓄食料、協定事業者から食料を確保する。協定業者から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

農政部は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号 総合食料局長通知）」に基づき、県を通じ、又は直接関東農政局に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

(1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。

また、市職員及び町内会、自主防災組織は、備蓄倉庫等に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

(2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

(3) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。

(4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給と併用して炊き出しを実施する。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等に炊き出しを要請する。

市は、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

※資料編4－3 災害備蓄品等備蓄状況

第3 燃料の調達

〔方針・目標〕

- 市内の救急告示医療機関や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り必要な燃料を確保する。

市担当部	財務部、保健医療部、商工観光部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、協定締結団体、事業者等

1 需要の把握

財務部は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

財務部は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう自然災害時における燃料等の供給協力に関する協定等に基づき群馬県石油協同組合高崎支部、県へ要請する。

※資料編2 協定一覧

第4 生活必需品等の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。
- 全国からの救援物資を受け入れるため高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

市担当部	商工観光部、支所部
関係機関	

1 需要の把握

財務部は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の調達

商工観光部は、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、輸送拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

4 救援物資の受入れ・管理

(1) 輸送拠点の設置

商工観光部は、救援物資の受け入れのため、高崎市総合卸売市場等に輸送拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入れ

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

輸送拠点では、市が施設の管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアに要請する。

※資料編 2 協定一覧

※資料編 4－3 災害備蓄品等備蓄状況

※資料編 4－8 輸送拠点一覧

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

第1 保健衛生活動

〔方針・目標〕

- 避難所を巡回し医療依存度の高い被災者の状況を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所の巡回医療を行う。
- インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防措置のため巡回健康相談を行う。
- 速やかに備蓄のトイレを設置し、県内市町村、下水道管路施設管理業協同組合やレンタル会社などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置する。
- ごみの処理は早期に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

市担当部	保健医療部、環境部、総務部、支所部
関係機関	高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、下水道管路施設管理業協同組合、群馬県獣医師会高崎支部、事業者

1 被災者の健康状態の把握等

(1) 巡回医療

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、巡回救護班を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、健康相談、精神科や歯科を含めた巡回医療を実施する。

なお、医師等が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 巡回健康相談

保健医療部は、保健師等により、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、感染症予防、エコノミークラス症候群、メンタルケア等の避難生活等に起因する疾病に関する情報の提供や予防措置を行い、その発症を未然に防止する。また、健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するよう努める。

なお、保健師等が不足する場合には、県等に応援を要請する。

2 食品衛生の確保

保健医療部は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、衛生状況を監視し、問題があるときは改善を指導する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境部は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及びレンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要

請する。仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) 仮設トイレの管理

環境部は、必要な消毒剤等を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

(3) し尿の収集・処理

環境部は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

(4) トイレトレーラーの設置

トイレトレーラーにより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

4 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理

(1) 収集・処理の実施

環境部は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ごみ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。

収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。このため、早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努める。

また、広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

環境部は、市の処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

5 災害時における動物の管理等

保健医療部は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入れ、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

第2 防疫活動

〔方針・目標〕

- 感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施する。

市担当部	保健医療部、支所部
関係機関	県

1 防疫活動の実施

保健医療部は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県と連携し、又は指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施(感染症法第27条)
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- ③ 避難所等の衛生保持
- ④ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対しての二次感染防止等の保健指導

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

保健医療部は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

- (1) 保健医療部は、県と連携し、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の指示等の措置を講じる。
- (2) 保健医療部は、県と連携し、関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。

■感染症

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急生灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所における衛生管理

(1) 衛生指導

保健医療部は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

保健医療部は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 行方不明者の捜索及び遺体の処置

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、必要な資機材を準備する。
- 警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

市担当部	市民部、支所部、消防部
関係機関	県警察、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。

市民部は、相談窓口（市役所、支所）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要捜索者名簿を作成する。要捜索者名簿は、警察署、消防部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 捜索の実施

消防部等は、警察・自衛隊等の関係機関の協力により捜索班を編成し、要捜索者名簿に基づき捜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入れする。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市民部は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市民部は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市民部は、医師会、日本赤十字社群馬県支部等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置

を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市民部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民部は、市役所・支所等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第 10 節 被災家屋等に関する活動

第 1 家屋の解体・廃棄物の処理

〔方針・目標〕

- 被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき、経済支援を被災者に対し行うので、市は同法の申請受付、解体施工業者等の紹介を行う。災害発生後 1 週間を目途に建設部は受付窓口を設置する。
- 廃棄物の処理は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき分別処理を行う。

市担当部	建設部、環境部、支所部
関係機関	県

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行う。

建設部は、公民館に受付窓口を設置して、処理の申込みの受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

2 災害廃棄物の収集・処理

環境部は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な収集・処理体制を検討する。また、公共用未利用地に仮置き場を設置し、分別等を行い適正に処理を行う。

第2 被災住宅の応急修理等

〔方針・目標〕

- 住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

市担当部	建設部、支所部
関係機関	高崎土木建築業協同組合等

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 住宅が半壊、準半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

建設部は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害より日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する場合である。

- ① 障害物のため、当面日常生活を営むことができない場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力では、障害物の除去ができない場合
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

建設部は、市所有の資機材を使用し、又は高崎土木建築業協同組合等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

〔方針・目標〕

- 廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動をするとともに、環境監視体制を確立する。

市担当部	環境部
関係機関	県

1 不法投棄の防止

環境部は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

環境部は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図り、アスベストの飛散防止に関しては、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省令和5年4月）によるものとする。

第 1 1 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第 1 社会秩序の維持

〔方針・目標〕

- 災害直後から被災地や避難所における安全を確保するため、県警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

市担当部	市民部、支所部
関係機関	県警察、自主防災組織、防犯協会等

1 パトロール等の実施

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、県警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

市民部は、県警察や防犯協会と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する情報交換等

県警察及び市民部は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2 物価の安定及び消費者の保護

〔方針・目標〕

- 災害直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

市担当部	商工観光部、支所部
関係機関	県、高崎市商工会議所、高崎市榛名商工会、高崎市倉渕商工会、高崎市箕郷商工会、高崎市群馬商工会、高崎市新町商工会、高崎市吉井商工会

1 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、商工観光部はこれに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。また、商工観光部は、県に協力して商工会議所等に同様の要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、商工観光部は県に協力して広報活動等を行う。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 施設、設備の応急復旧

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管の各部
関係機関	民間事業者

1 施設、設備の応急復旧

- (1) 県、市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 建設部や各部は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建設部は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するよう努める。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2 公共施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 重要施設を優先に点検を行い、災害拠点となる重要施設から復旧させる。

市担当部	建設部、支所部、公共施設所管部
関係機関	協定締結団体、事業者

1 施設の緊急点検等

建設部は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

建設部は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第3 電力施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	県、東京電力パワーグリッド(株)、高崎設備協会

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急復旧対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

6 情報収集の実施

総務部は、電気事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第4 ガス施設の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東京ガス(株)、L P ガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

7 L P ガス事業者の実施する応急復旧

L P ガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

8 情報収集の実施

総務部は、ガス事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第5 上下水道施設の応急復旧

〔方針・目標〕

- 上水道施設は、施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に緊急給水する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。
- 下水道施設は、施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路等を確保する。次いで、7日以内に復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

市担当部	水道部、下水道部、支所部
関係機関	協定締結団体、事業者

1 迅速な応急復旧の実施

水道部及び下水道部は、被災した浄水設備、水道管路、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道部は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

4 上下水道関係機関相互間の応援

水道部及び下水道部は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道部及び下水道部は、水道の断水の状況や復旧の見通し、下水道の管渠や施設等の被害状況並びに復旧の見通し、更に被害による設備能力低下に伴う節水協力等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6 電気通信設備の応急復旧

市担当部	総務部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、高崎設備協会、事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- ① 避難所等への特設公衆電話の設置及びネット環境の設置
- ② 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ③ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話・PHSによる災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板(w e b 1 7 1)の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

6 情報収集の実施

総務部は、電気通信事業者との情報連絡を密にし、被災状況の把握に努めるものとする。

第 1 3 節 自発的支援の受入れ

第 1 ボランティアの受入れ

〔方針・目標〕

- 速やかに社会福祉協議会を運営母体とした災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。市は必要な資機材等の支援を行う。

市担当部	福祉部
関係機関	高崎市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

■ ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 避難所の清掃 ごみの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出（消防・警察業務経験者等） 救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等） 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護（介護福祉士等） アマチュア無線 各種カウンセリング

2 ボランティア受入窓口の開設

福祉部は、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体と連携して、総合福祉センターに「災害救援ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

3 ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

4 ボランティアの受入れ

社会福祉協議会及びボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、

災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。

なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

また、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

6 ボランティア活動の支援

福祉部は、必要に応じて災害救援ボランティアセンターに情報連絡員を派遣するほか、必要な資機材等の支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入れ

〔方針・目標〕

- 速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は「募集・配分委員会」を設置して被災者に適切に配分する。

市担当部	福祉部、財務部、会計部、市民部
関係機関	日本赤十字社群馬県支部

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

福祉部は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市民部は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(3) 受入機関の決定

福祉部は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材を確保する。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

福祉部は、自らの判断により受け入れた物資についての配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

また、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

(9) 赤十字義援物資の受入れ

福祉部は、日本赤十字社群馬県支部に義援物資の供給を要請する。物資は、集積場所で救援物資と同様に扱う。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

財務部は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。

また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 義援金募集・配分委員会の設置

財務部は、義援金の義援金募集・配分委員会を設置し、配分計画を作成する。

県において義援金募集・配分委員会が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 義援金の配分

財務部は、義援金募集・配分委員会で決めた配分基準より、被災者へ支給を行う。支給は、災害相談窓口などを通じて手続きを行う。

第14節 その他の災害応急対策

第1 要配慮者への災害応急対策

〔方針・目標〕

- 福祉部は、避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。
- 避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受入れするなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、福祉部は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

市担当部	保健医療部、福祉部、支所部、商工観光部、総務部
関係機関	社会福祉施設の管理者、自主防災組織

1 災害に対する警戒、情報提供

- (1) 総務部は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等とあらかじめ定めた情報伝達体制により、河川水位等の防災情報を収集する。
- (2) 総務部は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する。
- (3) 総務部は、待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が、確実に要配慮者に伝達できるよう安心ほっとメールや災害時電話・FAXサービス等のあらゆる手段、方法を講じる。
- (4) 福祉部は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を直接伝達する。

2 避難支援

避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者名簿を活用するなどして自主防災組織等の地域住民が、地域ごとに避難行動要支援者に必要となる支援の内容を確認し、災害時の避難誘導、救助活動等に活用することにより避難支援等関係者が避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援

避難行動要支援者の避難において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、安全確保に努めながら安否確認や可能な範囲での避難の支援に努める。

(2) 要配慮者の避難生活における配慮

避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速

やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の迅速な派遣に努める。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うよう努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合、福祉部は県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等への要請

福祉部は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について、要配慮者利用施設への緊急入所等の対応を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

3 安否の確認

総務部は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認等が迅速に行われるように努める。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援にあたる大前提として本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることとし、支援については、地域の実情や災害の状況に応じて、十分に安全確保に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

5 避難所等での支援

(1) 情報提供

総務部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、災害緊急連絡網（町内会連絡網）の活用、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) ニーズの把握及び支援の実施

福祉部は、民生委員児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、保健師等により、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、そのニーズに応じ、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスの提供等の支援を実施する。

(3) 生活支援物資の供給

総務部は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

6 要配慮者利用施設管理者等の安全確保

(1) 避難及び生活支援

要配慮者利用施設の管理者は、利用者の安否を確認し、利用者の救助及び避難誘導等の必要な措置を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

(2) 他施設への緊急入所等

要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあつせんを要請する。

※資料編 4－4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編 4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 農林業の応急対策

市担当部	農政部、支所部
関係機関	県、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病虫害の防除

農政部は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施する。また、県は、緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(3) 転換作物の導入指導

農政部は、県と協力し、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

農政部は、県と協力し、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、農政部及び県は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

3 水産関係

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

4 林産関係

県は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講じるよう指導する。

第3 学校等の防災対策

〔方針・目標〕

- 在校（園）中に災害が発生した場合は、保護者に連絡し引き渡しを行う。登下校中の場合は、安否を確認する。夜間休日の場合は、速やかに、全員の所在を確認する。
- 速やかに施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースとの調整を行う。

市担当部	教育部、学校教育担当部、支所部、子育て支援担当部
関係機関	学校管理者、幼稚園、保育所

1 気象状況の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、台風、低気圧、前線の接近、積乱雲の発達により、竜巻等の突風、集中豪雨等の天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 学校施設等の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、学校施設等の安全性を点検する。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、園児・児童・生徒の在校（園）時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

園児・児童・生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者への引き渡しを行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、園児・児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業を実施できなくなった場合は、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、公民館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育部は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、県教育委員会と協議し代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

教育部は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童及び生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

(4) 授業料の免除

教育部は、被災により授業料の減免が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

(5) 学校給食

教育部は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

(6) 避難場所との関係

学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。授業を再開する場合は、教育場所と避難場所とを区分するように調整を行う。

6 幼稚園・保育所の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

幼稚園・保育所では、気象情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。

各園(所)長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

イ 園児等の安否確認

各園(所)長は、災害用伝言ダイヤル(171)を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(2) 応急保育

福祉部及び教育部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置を講じる。

第4 文化財の災害応急対策

〔方針・目標〕

- 災害のおそれがある時は、観覧者等を安全な避難所に誘導する。また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

市担当部	教育部、支所部
関係機関	文化財の管理者

1 気象状況の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下第4において「管理者」という。）は、台風、低気圧、前線等の接近により、天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、安全に十分留意した上で、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、文化財の安全性を点検する。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の管理者は、開館時間内に、施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の所有者・管理者及び市は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講じる。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡する。

6 応急修復

文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

教育部は、応急修復について積極的に協力する。

第5 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

市担当部	
関係機関	日本銀行、前橋財務事務所、日本郵便(株)

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講じる。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講じる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう要請等を行う。

(ア) 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し、次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行う。

(ア) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。

(イ) 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

ウ 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
 - ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6 災害救助法の適用

市担当部	総務部、財務部
関係機関	県

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課及び関係課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

要件	指標となる被害項目	適用の基準	同法施行令における該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	市 150 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	県 1,500 以上	第1条第1項第2号
		市 75 以上	
	県内の住家が滅失(罹災)した世帯の数そのうち市内の住家が滅失(罹災)した世帯の数	県 7,000 以上	第1条第1項第3号※
		市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
それが生じた場合 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれがある場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号※

※第1項第3号に係る事例

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1項第4号に係る事例

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯換算
	半壊（半焼）住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
住家の半壊（半焼）	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合10%以上20%未満のもの。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

総務部は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事(危機管理課)は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。

また、知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

※資料編 5－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

※資料編 5－2 被害認定基準

※資料編 6－4 災害救助法様式

第7 動物愛護

〔方針・目標〕

- 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。
- 動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

市担当部	保健医療部、環境部、支所部
関係機関	群馬県獣医師会高崎支部、動物愛護関係団体

1 ペット対策

(1) 動物救護本部の設置

保健医療部は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の受入対策等を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の受入・治療・保管
- ③ 放浪動物の受入・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における広報

避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。

(3) 他の動物救護本部との連携

県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護受入施設設置のための調整等
- ④ 被災者のペットの状況についての情報提供

(4) ペット救護所開設の支援

県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

(5) 飼養者の対応

ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

保健医療部は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペットが発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講じる。

3 死亡動物への対応

死亡した家庭動物等が放置されている場合は、所有者が対応することを原則とする。

また、環境部は、飼い主がいない又は不明の死亡した家庭動物等が放置されている旨の通報を受けた場合、適正な処理を行う。

第8 孤立対策

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、救援部、消防部、保健医療部、福祉部、商工観光部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、自衛隊、消防団

1 孤立の把握

建設部は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

2 ヘリコプターの要請

総務部は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。

また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

3 救助活動

市は、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

消防部等及び関係部は、孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し総務部が県に報告する。

(2) 救助活動

消防部等は、倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

(3) 傷病者の救出

消防部等は、傷病者は最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

総務部は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

建設部は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。